

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社が本来有する力を最大限に発揮するように経営の効率性を高め、企業価値の最大化を担保するシステムと定義しております。
また、当社は、より良きコーポレート・ガバナンスの確立、強化のためには、遵法と適正手続の確保された企業内意思決定ならびに業務執行監視システムが必要であることを認識し、コンプライアンス体制の充実を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	60,537,000	4.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井アセット信託銀行再信託分・株式会社東芝退職給付信託口)	55,422,000	3.77
第一生命保険株式会社	54,060,700	3.68
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	43,680,050	2.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	39,844,000	2.71
IHI共栄会	25,804,000	1.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	24,524,000	1.67
日本生命保険相互会社	23,867,886	1.62
三井住友海上火災保険株式会社	22,268,000	1.51
住友生命保険相互会社	21,624,000	1.47

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社には、上場子会社として、東京証券取引所第二部に上場しておりますIHI運搬機械株式会社および石川島建材工業株式会社がございます。当社は、両社の業績が上がるよう経営基盤を作り上げ、グループとしてシナジー効果を挙げるとともに、公開会社の経営基盤の独立性にも配慮の上で業績向上を図っていきたいと考えております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
浜口 友一	他の会社の出身者				○					○
岡村 正	他の会社の出身者				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
浜口 友一		(株)エヌ・ティ・ティ・データ 相談役	最先端IT・情報通信企業での経営トップとしての変革実績や同企業における顧客に対する変革支援等の実績をふまえた幅広い見識を当社の経営に反映していただくため。 また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから、独立性が高いものと認識しております。
岡村 正		(株)東芝 相談役	経験豊富な経営者の観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性について助言をいただくため。 また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから、独立性が高いものと認識しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的な情報・意見の交換を行なうとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。また、監査役は、内部監査部門から随時内部監査実施状況の報告を受け、情報の交換を行なっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
井口 武雄	他の会社の出身者				○					○
郷原 信郎	弁護士									○
能仲 久嗣	他の会社の出身者				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
井口 武雄		三井住友海上火災保険(株) 常任顧問	金融機関において長年にわたって経営に携わられ、その豊富な経験と幅広い見識を経営の監査に反映していただくため。 また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから、独立性が高いものと認識しております。
郷原 信郎	○	弁護士	「企業が社会の要請に応えること」をめざすフルセット・コンプライアンスの研究・啓蒙活動に取り組み、会社法・金融商品取引法にも造詣が深いことから、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて尽力していただくため。 また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから、独立性が高いものと認識しております。 独立役員要件は全て満たしており、一般株主と利益相反も生じるおそれはないため、独立役員として指定いたしました。
能仲 久嗣		(株)東芝 常任顧問	デジタル機器分野の経営に携わった経験を生かし、そのグローバルな視点を当社の監査業務に反映していただくため。 また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから、独立性が高いものと認識しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する	ストックオプション制度の導入
--------------------	----------------

施策の実施状況

該当項目に関する補足説明 更新

1. 当社役員等において、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社の長期的な企業価値増大に向けた意欲を高めること、ならびに優秀な人材の確保を目的として、平成19年度より、株式1株当たりの払込金額を1円とする新株予約権を、ストックオプションとして割り当てておこなっております。

2. 新株予約権の内容 <平成22年度の内容>

(1)新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

(2)新株予約権の目的となる株式の数

759,000株

(3)発行価額

154,000円

(4)各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1,000円

(5)新株予約権を行使することができる期間

平成22年8月10日から平成52年8月9日まで

(6)新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

(7)新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として当社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日(取締役または執行役員退任後1年以内に監査役に就任した場合は当該監査役の地位を喪失した日)から1年経過した日以降、5年以内の範囲で別途取締役会が定める期間に新株予約権を行使することができるものとし、その他の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

社内取締役(社外取締役を除く)および執行役員(非常勤の執行役員を除く)に付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役、社外役員(社外取締役、社外監査役の合計)を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により、それぞれの報酬総額の限度額を決定しております。取締役の報酬は、優秀な人材を確保できる水準を勘案しつつ、当社グループの連結業績、企業価値の向上をより強く志向し、かつ株主と株価変動リスク・リターンを共有することに主眼をおいた報酬体系としております。その内容は、基本報酬、株式報酬型ストックオプションおよび業績連動賞与から構成され(社外取締役は基本報酬のみ)、報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会において決定いたします。監査役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから定額報酬とし、監査役の協議により決定いたします。なお、報酬内容の妥当性と手続の透明性を確保するために設置しております報酬諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、社外監査役1名、人事担当取締役、財務担当取締役の計4名からなり、答申内容の最終判断は委員長が行なうこととしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、総務部が取締役会の議案の説明等を行なうなど、職務執行についての補佐を行なっております。社外監査役については、当社従業員をもって充てた監査役事務局を置き、その職務執行を補佐するとともに、常勤監査役が日常の監査状況について報告し、情報の共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役設置会社であり、監査役は5名で、うち社外監査役は3名であります。また、取締役は15名で、うち社外取締役は2名であります。社外取締役には、経験豊富な経営者の観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくことを期待しております。

業務執行に専念する経営幹部職としての執行役員は、23名(取締役兼務者8名を含む)であります。

最高経営執行責任者(CEO)の意思決定及び業務執行をサポートする機関として「経営会議」があり、最高経営執行責任者の指名する者により構成されております。

社外取締役を委員長とし、社外監査役1名、人事担当取締役、財務担当取締役の計4名からなる報酬諮問委員会を設け、報酬の妥当性を確保しております。

社長直属の内部監査部門として内部監査部を設置し、社内各部門や関係会社における業務執行について監査を定常的に実施しており、各部門における自主監査とあわせて内部統制機能の向上を図っております。

当社は、会計監査業務を新日本有限責任監査法人に委嘱しており、当社の会計監査業務を執行した当該監査法人に所属する公認会計士の氏名および当社にかかる継続監査年数は、以下のとおりです。

渡邊 秀俊（継続監査年数 5年）
田代 清和（継続監査年数 3年）
井上 秀之（継続監査年数 5年）

コンプライアンスについては、コンプライアンス専門部署を独立組織とし、「CSR推進部」としているほか、社内コンプライアンス委員会の運営を充実させるとともに、内部監査の強化と併せて、内部通報制度の改善、独占禁止法遵守を徹底するための社内教育の拡充などの施策を強力に進めております。その他、鋼製橋梁工事等に関して公正取引委員会より独占禁止法違反の審決を受け、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題と位置づけ、実効性のあるコンプライアンス体制を構築しております。

金融商品取引法の内部統制では、経営者のもとで内部統制を評価する組織が必要であり、この組織には被評価組織からの完全な独立性が求められます。当社では、全体の評価の計画立案、評価作業とりまとめ、評価結果の妥当性の検討、連結グループ全体での内部統制の有効性の判断を行なうため、内部監査部を設置しております。また、業務プロセス統制の主たる評価対象となる部門である財務部、1事業本部・10セクターに内部統制評価グループを設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役が経験豊富な経営者の観点から当社の業務執行を監視し、また、コンプライアンス等の専門的見地や経験豊富な経営者の観点を有する社外監査役および当社出身の常勤監査役が内部監査部門である内部監査部等と連携して監査を行なうことにより、業務の適正を確保していると考えているため、本体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日から3週間前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	一般投資家向けに株主名簿管理人のウェブサイトにおける議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向けに東証プラットフォームにおける議決権行使を導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(全文)の英訳版を作成し、提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第二四半期決算および期末決算のほか、業績予想修正時に決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家訪問を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報のほか、経営方針、経営情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR室に専任のIR担当者を置いております。	
その他	機関投資家に対して、必要に応じ個別訪問をし、経営状況の説明を行なっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「IHIグループ基本行動指針」にて規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	国内すべての生産拠点において、ISO14001を取得しております。また、全社委員会「環境委員会」「コンプライアンス委員会」等を組織して活動しており、これらの取り組みをCSR REPORTにて報告しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「IHIグループ基本行動指針」に基づき、「情報開示に関する規程」において情報提供の基本方針等を定めており、その具体的な手続は「情報開示に関する手続」において定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社が取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

第一章 目的

(目的)

第1条 この基本方針は、会社法(平成17年法律第86号)の規定により取締役会に委任された「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」に関する基本方針を定めることにより、当社グループのコーポレート・ガバナンスの実効を高め、もって企業価値向上に資することを目的とする。

第二章 取締役・従業員に関する内部統制システム

(取締役・従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制)

第2条 取締役は、職務執行において法令および定款に適合することを確保するため、関連する規定を制定し、取締役・従業員はこれらに服す。取締役は、職務執行にあたっては、全社および各部門、関係会社の単位で業務の実態に即した実施体制を整備するとともに、職務執行が適正に行なわれていることを監査するための体制を整備する。

(1) 規定の整備

「IHグループ基本行動指針」(全1004—11)等、取締役・従業員が法令等、職務を執行するうえで必要となるルールや手続きを、全社に共通するものは全社規定として、各部門固有の業務を規定するものは部門規定として整備する。また、それぞれの規定には所管部門を明確にし、法令等の変更があった場合に規定を改廃するための仕組みも整備する。

(2) コンプライアンス活動体制

コンプライアンスに関する活動は、コンプライアンス担当役員を委員長とする全社委員会の「コンプライアンス委員会」が、全社共通の活動方針を策定する。全社共通の活動方針は、事業部門毎の活動計画に展開され、事業部門は具体的な施策を立案し活動する。従業員に対する周知は、CSR推進部が企画し実施する全社教育のほか、基幹職や中堅社員、新入社員などの階層別教育、さらに人事や財務、調達などの専門教育を通じて実施する。

(3) 活動状況の確認と是正のための体制

各部門の業務の実態を把握し、これを検証・評価することにより、それらの適正を確保するための内部監査制度を設け、各部門から独立した部門である内部監査部門として「内部監査部」を設置し、監査結果について適宜取締役会に報告する。また、内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」を設けて、職制とは別に、CSR推進部を相談・通報の窓口として、自浄作用を発揮し、コンプライアンス違反を未然に防ぐための体制を整備する。

(情報の保存および保管に関する体制)

第3条 取締役は、職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録による方法により保存し、これらの保存および保管に係る管理体制については、文書または電磁的記録の保存および保管に係る基本規定を整備し、これに定めるところにより適切に管理する。

文書または電磁的記録の保存および保管に係る基本規定を改訂する場合には、取締役会の承認を得るものとする。

(リスク管理に関する体制)

第4条 取締役は、当社グループのそれぞれ担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視する。

取締役は、当社グループの業務執行に係る種々のリスクとして、以下の各号に掲げるリスクの評価・識別・監視の重要性を認識し、適切なリスク管理体制の整備ならびにその運用・評価のための体制を整備する。

(1) 契約

競争環境、他社との連携・M&A、事業統合、海外事業、資材調達、債務保証等、各種契約にかかる経営上のリスク

(2) 設計・製造・技術

生産立地、品質保証、技術契約、研究開発等における期待を下回るリスク

(3) 法令・規制

法令等に違反することにより信用を失墜し、または損失を蒙るリスク

(4) 情報システム

情報資産の漏洩、盗難、紛失、破壊等に関するリスク

(5) 安全衛生・環境

事業所および建設現場等における安全衛生・環境保全に問題が生じるリスク

(6) 災害・システム不全

災害や事故、情報システムの機能停止等により、業務遂行が阻害されるリスク

(7) 財務活動

為替・金利動向等、財務活動に係るリスク

(8) 財務報告

財務報告における虚偽記載(不正、誤謬いずれによる場合も含む)リスク

取締役は、当社グループのそれぞれの担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視するとともに、新たに生じたリスクについては速やかに対応責任者を定める一方で、当社グループの業績、財政状態および株価に影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、当社取締役会に報告する。

(職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制)

第5条 取締役は、職務の執行が効率的に行なわれることを確保するために、経営監視監督機能と職務執行機能を明確に区分し、職務執行権限については、執行役員にその権限を大幅に移譲し、職務の執行の効率化を促進する。

執行役員の長である最高経営執行責任者は、多面的な検討を経て慎重に意思決定を行なうために、その諮問機関として経営会議を組織し、当社グループの重要事項について審議する。

取締役は、毎期当初に各事業本部毎に収益性に関する数値目標を含む利益計画の設定を行ない、月次で目標の達成状況を確認し、職務の執行状況の管理を行なう。

第三章 企業集団における内部統制システム

(企業集団における業務の適正を確保するための体制)

第6条 取締役は、当社グループ会社管理に関する規定を整備し、当社グループを管理・監督・指導する主管部門を定めることにより、グループ企業を含めた当社グループの事業全般に対して責任あるガバナンスが確保できる体制を整えるとともに、グループ企業に関わる重要な事項については、一定の基準に従い当社の取締役会、経営会議において審議・報告する。

取締役は、グループ企業各社への非常勤監査役の派遣もしくは各社を担当する従業員を配置することによりグループ企業各社の経営状況を日常的に確認し、必要あれば、主管部門および関連する部門により業務の適正を確保するための支援を行なう。

グループ企業に共通する管理制度の制定、整備およびグループ経営に関する事項全般を統括するため、経営企画部にグループ経営企画グループを設置しこれにあたる。

第四章 監査役の適正監査確保に関する内部統制システム

(監査役の職務を補助する使用人に関する事項)

第7条 監査役は、監査役の職務の執行を補助するために監査役事務局を置く。

監査役事務局の従業員は、当社従業員の基幹職他数名をもって充当し、その人事に係る事項は、監査役と関係取締役の協議により定める。
監査役は、監査役事務局の従業員の業務執行者からの独立性の確保に留意する。

(監査役の監査に関する事項)

第8条 監査役は、監査役会において定めた監査の方針等に則り、取締役会のほか、経営会議等の重要会議に出席するとともに、取締役等から職務執行状況の聴取や重要な決裁書類等の閲覧、社内各部門や重要な子会社の業務および財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務の執行を監査する。

(監査役への報告に関する事項)

第9条 取締役および従業員は、監査役または監査役会に対して、法律に定める事項、内部監査の結果、内部通報制度による通報の状況および内容、その他全社的に影響を及ぼす重要事項について、遅滞なく報告するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力は、社会の秩序と安全を脅かす存在であり、行政・市民などと一致結束して毅然とした態度で臨まなければならないと考えております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除に向けた整備といたしましては、基本行動指針およびコンプライアンス・ガイドに具体的な対応方法を記載し、全従業員に周知しております。

平素からの対応状況といたしましては、以下のとおりであります。

- (1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
総務部渉外グループに担当者を置いて対応しております。
- (2) 外部の専門機関との連携状況
特殊暴力防止対策協議会に会員として参加しており、また、暴力団追放運動推進都民センター、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会との情報交換を実施しております。
- (3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
上記団体会合に参加し、発行誌を入手することで情報収集を行っており、随時資料をとりまとめしております。
- (4) 対応マニュアルの整備状況
対応部署である総務部渉外グループにて、対応マニュアルを作成・整備しております。
- (5) 研修活動の実施状況
各地区事業所、各支社に対し、定期的に研修会を実施しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

いわゆる濫用的買収者が大量の株式を取得する可能性については、経営上のリスク要因として認識し、企業価値の向上に向けた努力を含む対策を行っておりますが、買収防衛策については、現時点では導入に向けた具体的な検討は行っておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 当社は平成19年12月に過年度決算の訂正を行ない、またこれに関連して、平成20年2月には内部管理体制に不備があるとの理由により、当社株式は特設注意市場銘柄に指定されました。当社はかかる事態を極めて重く受け止めるとともに、深く反省し、平成20年2月25日に、株式を上場している各金融商品取引所に「改善報告書」を提出し、エネルギー・プラント事業についてはもとより、社内全体の内部統制の強化、組織風土の改善策を講じております。

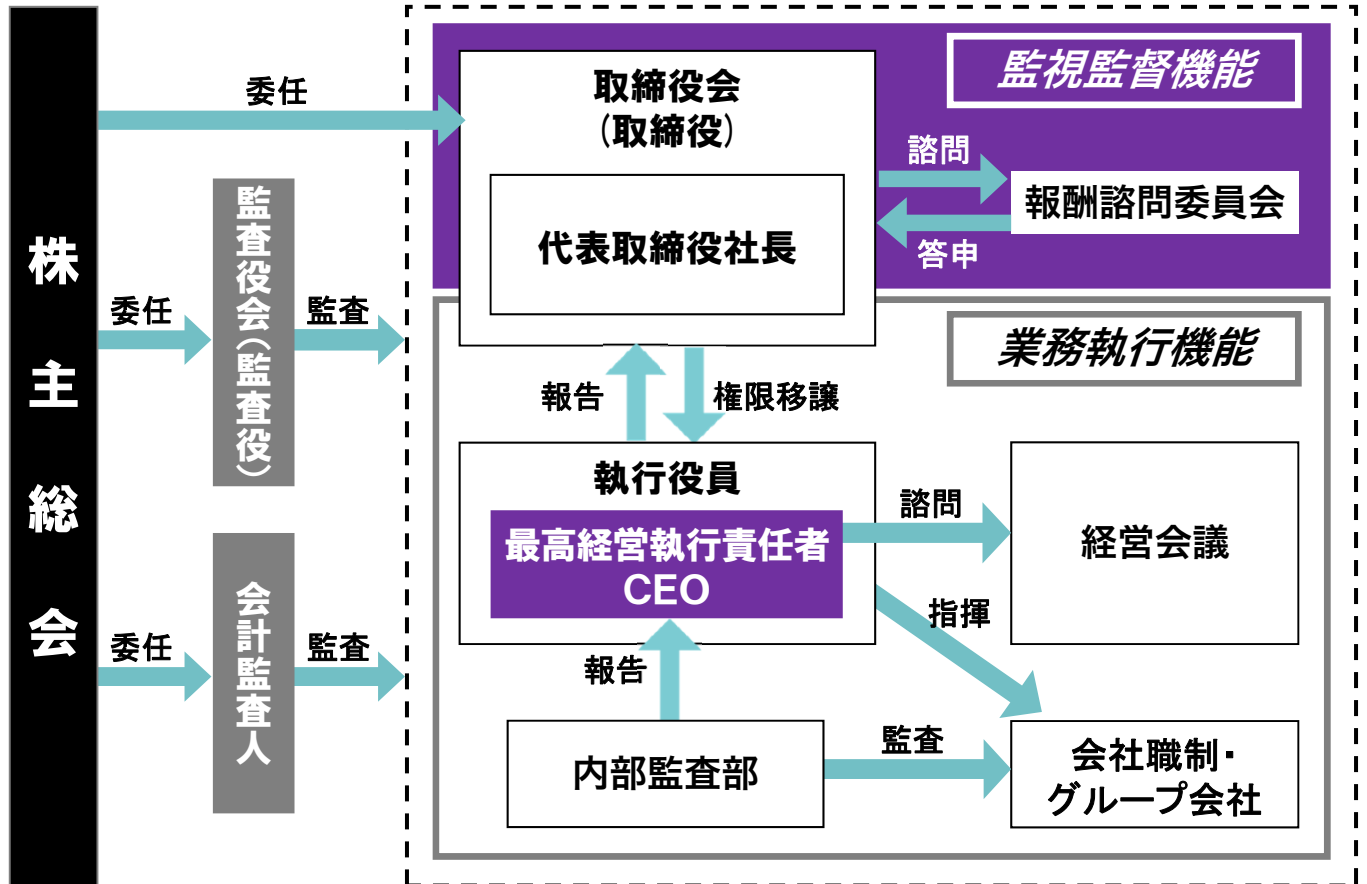
改善措置の実施状況の詳細については、平成20年9月8日に、株式を上場している各金融商品取引所に提出した「改善状況報告書」に記載しております。

その後、特設注意市場銘柄への指定後1年を経過した平成21年2月に、各金融商品取引所に内部管理体制確認書を提出していましたが、平成21年5月11日、各金融商品取引所より、審査の結果、内部管理体制等に問題があると認められないと判断したため、特設注意市場銘柄への指定を各金融商品取引所の規定に基づき、平成21年5月12日付で解除する旨の通知を受領し、各金融商品取引所の特設注意市場銘柄への指定が解除されました。

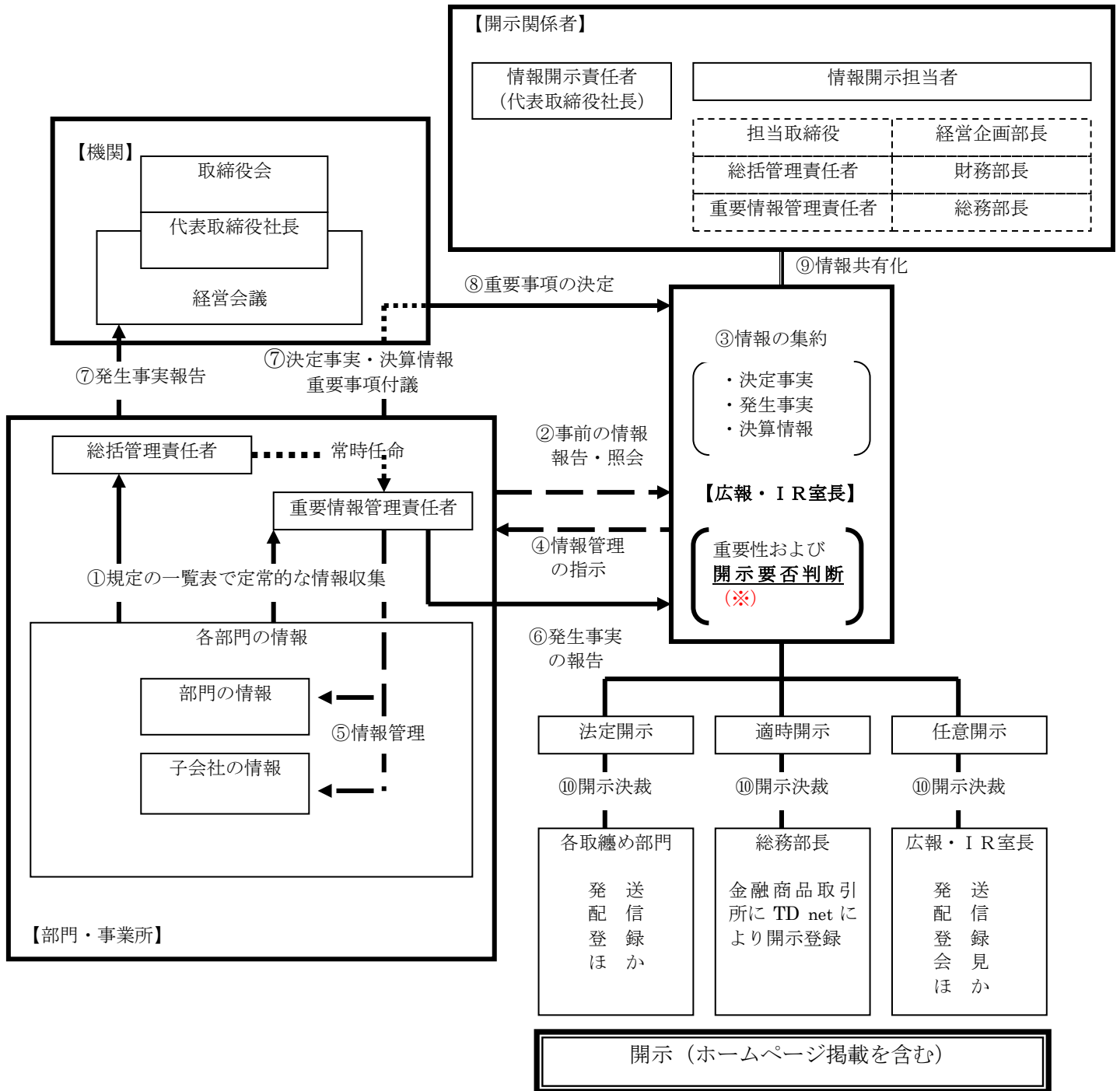
当社株式の特設注意市場銘柄指定により、株主の皆様、投資家の皆様、お客様をはじめとする関係者の皆様に対して、多大なご迷惑、ご心配をおかけしてはりましたが、今後は内部管理体制の整備・強化を継続するとともに、全社一丸となって業績の向上および信頼の回復に全力をつくし、株主・投資家・お客様の皆様はじめ関係者の皆様のご期待に沿えるよう経営の強化を図ってまいります。

2. 当社は、改善報告書に記載した改善措置の実施状況について社外の厳しい視点による確認・モニタリングのシステムを導入して、自らを律することいたしました。そのため、過年度決算訂正の事態に対する社内調査を検証し、再発防止の提言もいただいた社外調査委員会の委員に、引き続き当社の事業体制改善状況を監視・監督していただくとともに、法律および会計の専門的見地から経営への提言、助言をいただくために、取締役会の諮問機関として(法定ではなく任意設置となります。)「事業体制改善モニター委員会」を平成20年3月に設置いたしました。平成23年6月までの設置期間中、原則として月に1回の頻度で開催し、また、3ヶ月に一度取締役会において事業体制改善状況についてモニター委員会としての意見を表明していただきました。

経営機構図



情報開示体制概念図



開示要否判断 (※)

